

5月



おおだこ通信

令和7年5月
藤沢北警察署
生活安全課
スクールサポーター

インターネットを使う時のルール守れていますか？(写真編)

小学生でもスマートフォンやタブレットなどでインターネットを利用する機会が増えています。
今回は「写真」について考えてみましょう。



★学校でクラスの友達5人の写真を、おうちの人に撮ってもらい自分のスマートフォンに保存してもらいました。
この写真について次のことについて考えてみましょう。



- ① 一緒に写っている友達に写真を送ってあげる
- ② 一緒に写っている友達5人のチャットグループで写真を共有する
- ③ 違うクラスの友達も含まれているチャットグループで写真を共有する
- ④ 違う学校だけど塾が同じで仲良しの友達に写真を送る
- ⑤ 多くの人が見ることができるSNSに投稿する



どこまでが安全なのか
クラスやおうちの人と
考えてみましょう



写真には色々な個人情報が入ります。上の写真で言えば小学校名、友達や自分の名札に書いてある名前などです。写っている顔も個人情報になりますね。
下校する他の人も写っていることも考えましょう。

写真は背景で撮影した場所を特定されてしまいます。例えば電信柱に書いてある住所やお店の看板などの街並みや風景だけで特定される場合もあります。

個人情報や撮影場所が関係のない他人に知れてしまい、ストーカーや誘拐などの犯罪に巻き込まれたりするなど、多くのトラブルの事案が実際に起きています。

また、写っている人に無断で写真や動画などの画像を他の人に送ったり、インターネット上に投稿することは、肖像権やプライバシーの侵害になり、民事上で訴えられる可能性もあります。

一度インターネットで拡散された写真や情報は、全てを削除することは困難です。
このようなことから、友達に無断で関係のない人に画像などを送ったり、SNSに投稿することはやめましょう。

保護者の方へ

小学生のインターネット利用によるトラブルが急増しています。子供のネットでの発信の責任は保護者に課せられます。大概多くのSNSは、**13歳未満はアカウントが取得できない**規約になっています。保護者が利用を許可して使わせるのであれば、より安全に考慮しなければなりません。

家庭でのルール作りや子供の使用状況の見守りを行うなど、子供達が安全にインターネットを利用できる環境づくりをお願いします。



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



違法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルノ、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

どうしたらよいかわからない

ネット上の
書き込み・画像を
削除したい

書き込んだ相手に
損害賠償を
求めたい

身の危険を感じている/
脅迫されている・犯人の捜査、
処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地の
サイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの
専門家に
相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

プロバイダ等に削除を
促してほしい(民権機構)

有害情報も
通報したい
(民権機構)

迅速な助言

違法・有害情報
相談センター
(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談
(法務省)



☎0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務省が事業に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。
※削除要請は専門的な知見を有する法務省が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間等を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷
ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。